

食品安全委員会プリオン専門調査会

第66回会合議事録

1. 日時 平成23年10月13日（木） 15：58～17：42
2. 場所 食品安全委員会中会議室
3. 議事
 - (1) 食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価
 - (2) その他
4. 出席者
 - (専門委員)
酒井座長、小野寺専門委員、甲斐専門委員、佐多専門委員、筒井専門委員、
中村専門委員、堀内専門委員、水澤専門委員、毛利専門委員、山本専門委員
 - (食品安全委員会委員)
小泉委員長、熊谷委員、長尾委員、廣瀬委員、村田委員
 - (事務局)
栗本事務局長、本郷情報・緊急時対応課長、坂本評価課長、前田調整官、
石垣課長補佐、伊藤係長、石川参与
5. 配布資料
 - 資料1 我が国に輸入される牛肉・牛内臓に係る食品健康影響評価（自ら評価）に関する各国の
回答及び作業の進捗状況について
 - 資料2 ホンジュラス評価書（案）たたき台
 - 資料3 ノルウェー評価書（案）たたき台
 - 参考資料1 我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価（オーストラリア、メキシ
コ、チリ、コスタリカ、パナマ、ニカラグア、ブラジル、ハンガリー）
 - 参考資料2 ホンジュラスの国内安定性の評価（案）
 - 参考資料3 我が国に輸入される牛肉・牛内臓に係る自ら評価のためにノルウェーから提出された回
答（仮訳）－追加確認事項反映資料－

6. 議事内容

○酒井座長 多少早いようですが、出席予定の委員の方々が全員出席されておりますので、ただ今から第66回のプリオン専門調査会を開催いたします。

本日は10名の専門委員が御出席です。

なお、食品安全委員会からは小泉委員長、熊谷委員、長尾委員、廣瀬委員、村田委員に御出席をいただいております。よろしく願いいたします。

本日の会議のスケジュールにつきましては、お手元の資料がございます。第66回プリオン専門調査会議事次第を御覧いただきたいと思っております。

それでは、議題に入ります前に事務局より本日の資料の確認をお願いいたします。

○石垣課長補佐 資料を確認させていただきます前に、事務局で人事異動がございましたので御報告させていただきます。

4月1日付で担当係長が永田から伊藤となりましたので、御紹介いたします。

○伊藤係長 伊藤でございます。よろしく願いいたします。

○石垣課長補佐 なお、本日は出張中なのですが、1月11日付で事務局次長が大谷から中島に変わりましたので、お知らせいたします。

それでは、資料の確認をさせていただきます。

本日の配布資料は、議事次第、座席表、専門委員名簿のほかに、6点でございます。

まず、資料の1点目ですが、「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価（自ら評価）に関する各国の回答及び作業の進捗状況について」です。

資料2は、「ホンジュラスの評価書（案）たたき台」になります。

資料3は、「ノルウェー評価書（案）のたたき台」になっております。

参考資料1は、「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価（オーストラリア、メキシコ、チリ、コスタリカ、パナマ、ニカラグア、ブラジル、ハンガリー）」についてです。

参考資料2としまして、「ホンジュラスの国内安定性の評価（案）」です。

参考資料3としまして、「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価のために必要な情報に関する質問書のノルウェーから提出された回答の仮訳」になっております。

以上の資料を用意させていただいております。不足の資料はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

なお、これまで配布させていただいた資料のうち、今回の評価に係る回答書等は席上のファイルに綴じてございます。適宜御覧いただきますよう、お願いいたします。

事務局からは以上です。

○酒井座長 ありがとうございます。

それでは、議事の1番目で、自ら評価の審議をこれから始めさせていただきます。

まず、これまでの状況と今回の審議の対象国の状況につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○本郷情報・緊急時対応課長 それでは、資料1「我が国に輸入される牛肉・牛内臓に係る食品健康影響評価（自ら評価）に関する各国の回答及び作業の進捗状況について」を御覧ください。現在の各国からの回答及び作業の進捗状況について御報告させていただきます。

これまで回答いただいた国は、オーストラリア、ニュージーランド、メキシコ、バヌアツ、チリ、パナマ、ブラジル、コスタリカ、ハンガリー、ニカラグア、アルゼンチン、ホンジュラス、そしてノルウェーの13カ国となっております。このうちオーストラリア、メキシコ、チリ、コスタリカ、パナマ、ニカラ

グア、ブラジル、ハンガリーの 8 カ国につきましては、昨年 2 月 25 日に開催いたしました第 321 回食品安全委員会にて審議が行われ、評価が終了しております。また、バヌアツ、アルゼンチン及びニュージーランドの 3 カ国につきましては、本日、本専門調査会前に行われました第 403 回食品安全委員会にて報告をし、本日よりパブリックコメントを開始いたします。残りのホンジュラス及びノルウェーにつきましては、前回の調査会での御審議事項を踏まえまして、評価書（案）のたたき台を含めた資料を準備しております。

進捗状況については以上でございます。

○酒井座長 ありがとうございます。

ただいま説明いただきました進捗状況につきまして、何か御質問ございますか。

よろしいですか。

それでは、次に進めさせていただきます。

まず、ホンジュラスの審議を始めますが、前回は 12 月 24 日に開催されていて、かなり時間が経過しておりますので、事務局からそうした点を踏まえまして、御説明をお願いします。よろしく願いいたします。

○石垣課長補佐 それでは、御説明をさせていただきます。

資料 2 を御覧ください。ホンジュラスの評価につきましては、昨年 5 月に 3 回目の追々加の回答書が寄せられたことから、前回の専門調査会において御審議いただいております。前回の専門調査会での御審議での御意見を受けまして、今回、評価書たたき台の内容について記載を変更した主な箇所について御説明をさせていただきます。

それでは、変更点についてですが、4 ページの 11 行目を御覧ください。前回、「農場での飼料給与の遵守状況に関する情報は得られていない」、そして 17 行目からなのですが、「違反事例の内容及び牛用飼料のサンプリングについての情報は得られていない」との記載をしていたところなのですが、前回の専門調査会におきまして、情報が得られていないということを繰り返して評価書に書くのはよくないという御意見をいただきましたことから、内容のほうを変更しております。

書きぶりとしては、11 行目から、「農場での飼料給与の遵守状況の確認については、「(Not applicable) 不明/データ無し/該当なし」との回答であったということと、17 行目からについては、「違反事例の内容についての情報は得られていない。肉骨粉等の動物性たん白質の混入に関する牛用飼料サンプルの検査については、『(Not applicable) 不明/データ無し/該当なし』との回答であることから、肉骨粉等の動物性たん白質による牛用飼料の汚染に関する検査は行われていないと考えられる」という形で記載を変更しております。

引き続きまして、4 ページの 33 行目からを御覧ください。「OIE で規定されている 133℃/20 分/3 気圧のシステムは導入されていない」というところにつきまして、前回までの評価書たたき台では、5 ページの初めのところに記載をしていたのですが、文章を前に持ってきてまして、文章を読みやすく整理をしております。

次の 5 ページ目を御覧ください。5 ページの 2 行目からですが、レンダーリング施設での遵守状況の確認について、前回については記載をしておりましたけれども、こちらについてはホンジュラスではレンダーリング条件に関する規制はないという回答をいただいたので、レンダーリング条件に関する規制自体がないということで、レンダーリング施設でのレンダーリング条件の遵守状況の確認もしていないはずということがございまして、5 ページからの「HACCP システムを用いて遵守状況の確認を行い」という文章の 4 行につきましては、レンダーリングの条件の確認ではないことが大きいということから、削除しております。

その後、交差汚染の防止対策につきましては、5 ページの 10 行目からですが、こちらにつきましても、混合施設での交差汚染防止対策については「Not applicable」との回答であったということで、情報の記載がないということを繰り返し書くのはよくないという前回の御指摘がございましたことから、変更をしております。

そして、5 ページの 17 行目のその他についてですが、ホンジュラスではこれまで TSE の症例は検出されていないという記載をしていたんですが、前回の専門調査会で、BSE が検出されるシステムが整った上で結果として検出されないのと何もしていないとでは重みが違うので、ニュージーランドの対応から考えると、これは落としたほうがよいのではないかと、という御意見をいただきましたので、こちらの対応について検討いたしました。その結果、ここの記載につきましては、TSE のサーベイランスについては、今回の質問書の項目には入れておりませんので、山羊や羊のサーベイランス等についてどのようにしているかというのは、例えばこの後のノルウェーのように回答をいただいている国以外の国については不明ということがございますので、今回につきましては、既に評価済みの国で BSE サーベイランスの基準が達していない国であっても TSE の症例は検出されていないという記載がございますので、こちらの項目についてはこのままの形で残すのではどうかということで考えております。

その後なのですが、国内安定性の評価につきましても、前回、「情報が得られていない」という記載をしておりましたけれども、そちらについては「飼料規制の遵守状況確認や飼料サンプリングの検査は行われていない、もしくはデータが無いこと」という記載に変えてございます。

また、26 行目からですが、2002～2005 年については、「暴露・増幅する可能性が中程度～低い」というのを、「暴露・増幅する可能性が中程度」という形で、前回から下げてください。

こちらの国内安定性の評価につきましては、あわせて 6 ページの表 5 の国内安定性の評価のまとめの 2002～2005 年のところについても、この 5 ページの書きぶりに合わせて同様に變更しております。

こちらに関しましては、お配りしております参考資料 2 と参考資料 1 の 16 ページの図 1 の国内安定性の評価のディシジョンツリーを御覧ください。

参考資料 2 についてですが、ホンジュラスの国内安定性の評価（案）ということで、ホンジュラスにつきましては、表の一番右側に今回のホンジュラスの状況について記載をしております。それと、参考といたしまして、同じく判定を下げたという事例といたしまして、ブラジルとニカラグアについて載せております。表の一番上から国名、それから何年から何年という期間の後に、1 番として飼料規制、2 番として SRM の利用実態、3 番としましてレンダリングの条件、4 番としまして交差汚染の防止対策という形で記載をしております。そして、それを参考資料 1 の 16 ページの中にあります図 1 の国内安定性の評価のディシジョンツリーに当てはめた判定結果を、その下に判定という形で記載をしております。そして、その下の欄にはそれぞれの措置の遵守状況について、回答書から得られたものを記載してございます。

ホンジュラスにつきましては、1 番の飼料規制につきましては、2001 年にはほ乳動物由来たん白質の反すう動物への給与が禁止されております。また、SRM の利用実態につきましては、2002～2005 年につきましては、SRM の多くが飼料として利用されていること、レンダリング条件としては特になし、または交差汚染防止対策としては特になしとの回答がございました。こちらのホンジュラスからの回答を参考資料 1 にあります 16 ページの図 1 の国内安定性の評価の判定のディシジョンツリーに当てはめると、飼料規制の状況については②のほ乳動物由来肉骨粉等の反すう動物への給与禁止というところへ入りまして、そこから矢印が出ております SRM の利用実態、そしてレンダリングの条件と交差汚染防止対策をそれぞれ当てはめてみますと、結果から△という形になりまして、「低い」という判定に至ります。

また、2006～2007 年につきましては、飼料規制につきましては、「ほ乳動物から反すう動物へ」です

ので、同じ2番のところから始まりまして、そこから矢印としまして、2005年につきましては、SRMの利用実態が死廃牛については飼料に利用されず、SRMについても飼料以外の用途に利用されること、また、それは2005年のSRMの定義がされたということがございますので、判定としては○の判定ということで、こちらについては通常では「非常に低い」というディシジョンツリーのほうに至ります。

参考資料2の判定のところでは、通常のディシジョンツリーを利用した場合のそれぞれの判定について記載をしております。

その下のカラムの遵守状況については、法的な規制がどのレベルで行われているか、それぞれの措置の遵守状況はどうであるかということについて主眼を置きつつ、それぞれの措置の遵守度についても考慮をしております。

今回、ホンジュラスにつきましては、前回御審議いただいたように、遵守状況の確認が行われていない、あるいは不明であるという回答がございまして、2007年にホンジュラスの政府のほうで行いました遵守状況の確認でも、8件中8件の違反があったということで、違反が多いというか、検査をしたところすべて違反であったということから、それぞれの規制が機能していない可能性が大きいということが判断されるということがございます。

また、そのようなホンジュラス政府からの回答がございましたために、規制がリスクを下げる要因にはなっていないと考えられるということと、加えてレンダリングの条件もOIE基準には達していないということがございますので、もしプリオンが飼料中に入ってしまったということを仮定しますと、暴露の増幅を止めることができないということがございますので、これより2002年にホンジュラス政府のほうで行われました飼料規制の実効性はなかったと考えるということと、2005年にありましたSRMの焼却処理についてはある程度効果があったというふうに判断されますので、これより2002～2005年のホンジュラスの評価の判定につきましては、ディシジョンツリーから見ましたところ「低い」となりますが、これをさらに1段階悪くして「中程度」としまして、2006～2007年につきましては、通常のディシジョンツリーから判断しますと「非常に低い」となりますところを、半段階悪くし「低い～非常に低い」という形を変更しまして、その旨を評価書のほうに記載しております。こちらについてはまた御審議いただければと思っております。

その後の変更につきましては、スタンニングとピッシングのところの8ページを御覧ください。8ページの37行目からなのですが、「日本向け輸出を行っている施設は、USDA-FSIS検査プログラムにより公式認定されており、米国への牛肉製品を輸出されていることから、ピッシングは行われていないと考えられる」と記載がございましたが、こちらにつきましては、前回の専門調査会で削除に該当する箇所であった本文についてなんです、やはり推測のところは省いても事実は残しておいたほうがよいという御指摘がございましたため、この文章については再び記載することとして、文章を残してございます。

また、11ページのまとめにつきましてはの5行目からは、先ほどの本文に合わせて、2002～2005年についての国内安定性の評価は「暴露を増幅する可能性が中程度～低い」という形を「中程度」という形で変更しております。

ホンジュラスの変更点については以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

○酒井座長 ありがとうございます。

前回御指摘いただきました繰り返し記述の変更のところ、あるいは記載の事実に合わせて再度見直しをしたということです。それから、国内安定性につきましては、強く評価をしたということ、今、事務局からの説明をいただきました。それぞれ御質問あるいは御意見がございましたらお願いをいたします。

最初の4ページの飼料規制のところ、情報が得られていないという記載を繰り返している、少し

表現を変えたらどうかという御指摘がございましたので、このような表現にいたしました。いかがでしょうか。

はいどうぞ。

○小野寺専門委員 前はもう少し具体的に書いたほうがいいんじゃないかということで、こういう言葉の書きぶりのことをちょっと言ったんですけれども、これに関してかなり今回具体的に書いたというか、実際にこういうことで情報が得られていない内容だということが書いてあるので、これで結構かと思えますけれども。

○酒井座長 ほかにはございませんでしょうか。よろしいですか。

その次はレンダリングの条件のところ、ここは順序を変えたほうが読みやすいということで、順序を変えたという点と、それから一部を削除したということですが、いかがでしょうか。

○山本専門委員 よろしいでしょうか。

○酒井座長 はいどうぞ。

○山本専門委員 ホンジュラスからの回答書で、追加の回答ですが、2番目に返ってきたやつで、こちらの青いファイルの中の2番という付箋がついている資料4、ページの5から6ですけれども。規制自体は法的なものがないということですが、HACCPによる管理ということがどういう意味を持っているのか、ちょっとこの回答からは読みづらいところはあるんですが、FSISの管理ということをやっているのはと畜場のほうですよね。レンダリング施設がHACCP管理をされるというのはちょっと意味が見えにくいところがあるんですけれども、一応それでももし、そういう管理の仕方をしていしたら、そのところは遵守というか、温度がその温度で管理されていることは見ているということで、これで気圧の問題がありますけれども、破壊されるかしないかということがある。この温度では普通はだめだということになればあんまり意味がないのですけれども、それでも確認はされているということになれば、この記載は残しておいても悪くはないのかなという気がしたんですけれども。

小野寺先生からの意見と甲斐先生からのレンダリングに関する意見をちょっとお聞きしたいんですけれども。

○甲斐専門委員 レンダリング施設ではHACCPというのはあまり聞いたことがないんですよね。

○小野寺専門委員 レンダリング施設でのHACCPはなくて、むしろOIEの基準というのが大分前に決めていたんですけれども、これももう10年以上前の基準で、その後、特段の見直しがないというか、これにかわる基準がまだ考えられないということなものですから、一応OIE基準をそのまま入れてもいいですし、別にこれでもいいです。

○山本専門委員 この書きぶりのままだと、こうされているのがどちらなのかと。OIEの基準に達していないからだめなんですよという書きぶりになっているのかというのがちょっとわかりにくいので、そのところをはっきりさせたほうがよろしいんじゃないかと思ったわけです。

○小野寺専門委員 すみません。じゃ、もう一回発言します。OIE基準で日本でも昔やっていたんですけれども、それで必ずしも、特にBSE病原体が全部殺されるわけではないというのはもうみんなわかっているものですから。ですから、OIEの基準が一応満たされていないというのは確かですけれども、この文章の重みはあんまりないんですね、残念ながら。

○石垣課長補佐 事務局からよろしいでしょうか。

○酒井座長 はいどうぞ。

○石垣課長補佐 お手元にあります資料の1番の紙ファイルのほうの17ページを御覧いただけますでしょうか。こちらはホンジュラスのほうから送っていただきました回答なのですが、そちらのほうで、レン

ダリング施設の実施主体及び遵守状況とありますが、ここはレンダリング規制の概要等についてのところなんですけれども、この（２）番のところでは遵守状況確認の方法、査察は、と畜場における HACCP の確認とありますので、こちらについてやはりと畜場における HACCP のものではないかということで、レンダリングのところには記載はあるんですが、やはりと畜場のものだということもあわせて、削除しております。

○酒井座長 削除した理由は、これはレンダリングではなく、と畜場での HACCP ですね。ですから、不必要だろうというのが変更の理由になっています。今、甲斐委員からも同じようなご発言がありました。

○山本専門委員 その点はよくわかったんですけども。一応 OIE の判断の場合に 133℃/20 分/3 気圧というシステムでやっても、科学的に完全ではないという御意見があったんですけども、OIE の判断としては、それでも一応これをやっているかどうかというのはかなり重要な基準になっているという判断ですので、これとホンジュラスでやっている施設の温度条件と気圧、これが実際にそれに補完できるものなのかどうかということが比較の対象になると思うんですが、その点、小野寺先生、どう考えられてございますか。

○小野寺専門委員 確かに、行政的にこういう条件をレンダリングに課しているというのは一つの OIE のポイントにはなるんですけども、ただポイントというだけですね。それ以上のことにはないと思いますけれどもね。

○山本専門委員 ただ、今回これによって評価の段階を半段階上げている話になっているので、そこのところは重要なポイントとして今回の評価は見ていることになりますから、そこのところにもちょっと言及しておかないと、これで上がっているとなるとまずいんじゃないかなという気がしますね。

○毛利専門委員 今、山本委員がおっしゃっていることは、OIE の基準よりもよければ問題ない。それよりも悪いのだから、OIE の基準が 100%不活化されないにしても、もっと悪い状況だというふうにおっしゃっていると思いますが、私もそのとおりだと思います。

○山本専門委員 そうすると、ここで書き放しじゃなくて、何か一言加えておいてもよろしいんじゃないかなということなんですけれども。例えば、こういう条件で実施されているが、基準を満たしていないので十分とは言えないとか、そういう言葉が必要なのかなという気がします。

○酒井座長 結語が 1 つ必要だということですね。

○小野寺専門委員 要するに、OIE で規定されているというのはちょっとあれですが、1 つ、形容詞かなんかで「伝統的に OIE で規定されている」ということぐらいにしてやったらどうでしょうかね。少なくとも、その後 10 年以上、これまだ決めかねている段階ですから、そのぐらいかなと思うんですけどもね。

○酒井座長 でも、ここは事実を書いてあるので、事実で残すということだけではいかがでしょうか。それ以上のことは推測になってしまいますので、事実を残すということで。

ということになると、この 4 ページのところの 3 行は残すということにしてよろしいでしょうか。

○山本専門委員 ええ。

○酒井座長 それでは、5 ページのところは、削除するというところでよろしいですか。

それから、次に変更がありましたのは、交差汚染防止対策のところ、これも繰り返し記載されていて、4 ページと同じ御指摘でありますので、このような書きぶりに変更しました。

その他のところでは、これは TSE を残したという理解でよろしいですね。

○石垣課長補佐 はい。ほかの評価書のほうとの整合性も見て残しております。

○酒井座長 いかがですか。よろしいでしょうか。

それでは、その次の安定性の評価は、段階を上げて—6 ページで説明がありましたように評価を強くとしたということの変更です。

事務局のほうから何か追加説明はありますか。

○石垣課長補佐 特にございません。

○佐多専門委員 1つよろしいでしょうか。

○酒井座長 はい、どうぞ。

○佐多専門委員 先ほどの山本先生のお話も含めて、この国内安定性の評価のところとレンダリングのところと交差汚染防止対策の記載がないような気がするんですけども、これは全体を見て、なくてもよろしいのでしょうかというのが、1つお伺いしたいところなんですけれども。

○石垣課長補佐 事務局からよろしいでしょうか。6ページの表5の交差汚染とか表の右側のほうのところなんですけど、ここに横線が入っておりますのは、それぞれ規制等の改善というか、よくなった場合についての記載を、年を追って古い順から新しいほうに下にいった記載しておりますので、こちらについては交差汚染防止対策、レンダリング条件等については改善等がないということで、横線を入れさせていただいております。

○酒井座長 今の説明でよろしいですか。それとも、ここは横線ではなくて何か記載を残したほうがいいのかではないでしょうか。5ページではいわゆる不明であるということになっております。

○筒井専門委員 よろしいですか。

○酒井座長 はい。

○筒井専門委員 ちょっと確認なんですけれども、恐らく書き方、まとめ方の問題として、ほかのところとの横並びの問題、整合性等の問題もあると思うんですけども、ここではいわゆる得られた事実を書いていって、最後の評価ということところを、ここで言うところ国内安定の評価というところで、最後にその評価、良い悪いというものを書くというスタイルを今までとってきたような気がしますので、そういった意味では、ここでのいわゆる最後の評価に関する、良い悪いに関する話というのは、国内安定性の評価のところを書くというスタイルでよろしいのかどうなのかということところをちょっと再度確認したかったんですけども。

○石垣課長補佐 はい。おっしゃるとおりです。

○筒井専門委員 であれば、前段のところは事実関係を整理して書いておくということで私はいいのではないかという気はしておりますけれども。

○酒井座長 ほかに何か御意見ありますか。

それでは、8ページと9ページのところで、ここは前は削除したらどうかという御意見がありましたけど、削除をしないでそのまま残すということで、ここも事実を記載したということになります。

それでは、最後の11ページの取りまとめのところ、ここはすべての評価になるところですが、先ほど説明がありましたように、段階を上げて「中程度」ということで、「低い」を取るという結論ですが、いかがでしょうか。

○小野寺専門委員 11ページについてなんですけれども、先ほど大分レンダリングに関していろいろな議論があって、かなりレンダリングに関しては考慮されていないと。要するに、対策が考慮されていないということだったものですから、そういうことを考えて、「低い」というよりはむしろ「中程度」のほうがいいのかと思います。

○甲斐専門委員 この原案に賛成します。

○酒井座長 ほかには御意見ございますか。どうぞ。

○毛利専門委員 規制が遵守されていないこととか、2005年までと2006～2007年の違いについては、恐らくSRMの定義の問題のところで検討されていると思うのですが、2002～2005年を中程度でいくのでしたら、2006～2007年の「低い～非常に低い」というところも削除して、「低い」というほうがむしろ一定の評価の基準に合わせた評価じゃないかと思いますが。

○酒井座長 この2002～2005年、2006～2007年のところは、事務局からもう一度背景を説明していただけますか。

○石垣課長補佐 それでは、御説明をさせていただきます。

2006～2007年におきましては、SRMの利用実態につきまして、それ以前と異なりまして、死廃牛については飼料に利用されず、SRMについても飼料以外の用途に利用されるという点に変更になっておりまして、ディシジョンツリーのほうを使いますと、「非常に低い」という形がございます。そして、こちら、製造・流通に関する遵守状況を確認しますと、8件中8件の違反ということがございます。ただ、こちらのSRMの利用実態につきましては、今まではSRMの多くが飼料として利用されるということがありましたので、もし飼料の中に入れば増幅していく可能性があるということがありますが、SRMについての規制がかかったということで、そちらについては前回とは変更しておりませんで、そのまま半段階落とすという形で行っていたものです。

○毛利専門委員 やり方そのものについてはよくわかったんですけども、SRMの規制がなかったために、「中程度～低い」の「低い」部分を外しておられたわけですね。それをSRMの規制が加わることによって、それよりも低いということで、「低い～非常に低い」という幅を持たせたということについて、その前の基準と少し違ってきてないかと思うのですが、如何でしょうか。

○石垣課長補佐 ほかの参考資料2のほうを御覧いただきたいのですが、ブラジル、それからニカラグアについてなんですが、それぞれの遵守状況等を見まして、それぞれ「低い」から「中程度～低い」に半段階、それからブラジルの2002～2003年につきましてとニカラグアの2002～2007年については「低い」ですが、遵守状況がよくないということで半段階落としております。ホンジュラスにつきましても、2002～2005年につきましても前回の調査会でも半段階を落としておりましたが、この状況についてはもっとさらに低くということで、厳し目にとるとということで、2002～2005年につきましては、半段階ではなく1段階という形で判断をしております。そして、2006～2007年につきましては、SRMが2005年に定義がされたということが大きく、SRMの利用実態は、死廃牛は飼料に利用されず、SRMについても飼料以外の用途に利用されるようになったことがございましたので、飼料規制の実効性が増したということがございました、また、こちらにつきましても、遵守状況については違反数が多いということなので、2006～2007年の判定は半段階落としたという形で、そのままにしてございます。

○石川参与 すみません。事務局ですけれども、補足いたしますと、前回の65回プリオン調査会で、2006～2007年についてはこの下げ幅でいいのではないかと、というような御議論がございましたので、このまま今回残させていただいている状況でございます。

○毛利専門委員 恐らく、前の表現はそのままなので、ここで前と同じだからというほうが会議の筋としては通っているかもしれませんが、段階を踏んで話を進めてきて、むしろ前の判断のほうが間違っているのであれば、それは今回改めても差し支えないのではないかと思います。

○酒井座長 この参考資料2に基づきますと、2002～2005年は、判定が「低い」から「中程度」、それから2006～2007年は「非常に低い」から上げて「低い～非常に低い」という、これは1段階上げています。

今のところの2006～2007年のところは、このままでいいという御意見とそれから1段階、毛利先生のはこれ1段階上げて「低い」という提案です。いかがでしょうか。

○堀内専門委員 すみません。ちょっと長らく時間が……。一応確認したいんですけども、2002～2005年の段階で、参考資料2の中途の判定が「低い」で、それを今は半段階、1段階っていうのは、半段階っていうのは、例えば「低い～非常に低い」という、中間的なあれですよ。1段階っていうのは「低い～中程度」というところですよ。これは2002～2005年のところで、ホンジュラスのところを「低い」から「中程度」にしたというところの御説明、ちょっと何回か聞いても余りよく頭に入ってこないで、すみません、もう一度その説明をお願いできませんでしょうか。

といいますのは、今の毛利先生の意見とも関係するんですけども、結局、このディシジョンツリーで見えにくいのは、遵守状況をどういうふうに取り込むかということだと思えますね。要するに、今のお話だと、ホンジュラスの2002～2005年の遵守状況と2006～2007年の遵守状況が同程度だと考えているのか、それとも違反はいっぱいあるんだけども——100%違反ですよ、これを見ると。けれども、そういう遵守するための措置を取り入れて、それが効果があると判断しているのかということをお聞きしたいんですけども。もし、遵守状況が同じであると考えれば、同じように1段階上げるのも1つ筋なのかなと思うので、ちょっとお聞きした次第です。

ということで、すみませんが、もう一度2002～2005年のところを「低い」から「中程度」にした理由というのを、何度も説明していただいて恐縮なんですけれども、もう一度お願いいたします。

○石垣課長補佐 それでは、もう一度御説明をさせていただきます。

ホンジュラスは2001年には乳動物由来肉骨粉等の反すう動物への輸入禁止というのが定められておまして、SRMの利用実態は、2005年以前はSRMの多くが飼料として利用されているということでございます。レンダリング条件の設定及び交差汚染防止対策がとられていなかったために、万が一SRMが飼料として利用された場合にはBSEの暴露・増幅リスクを低減させることができませんので、遵守状況の確認が行われておらず、2007年に行われた遵守状況の確認でも違反数が多い、8件中8件あるということから、今回、規制の枠組み自体に疑問を生じるということをお踏まえて、2002～2005年の判定は本来「低い」となるところを「中程度」とするという操作を行っております。

2005年以降については、SRMが定義をされまして、SRMの利用実態は、死廃牛は飼料に利用されず、SRMについても大部分は飼料以外の用途に利用されるようになったことから、飼料自体の実効性が増したと考えられますので、たとえ、もし利用されとしても、ホンジュラスへの侵入リスクを考えた上では少ない、○となるというふうには考えられますが、遵守状況の違反数が多いということから、2006～2007年の判定は本来「非常に低い」となるところを「低い～非常に低い」としてございます。

○堀内専門委員 ありがとうございます。今の御説明ですと、一つの考え方として、毛利先生が言われたことは少しひっかかるんですけども、やっぱりこのディシジョンツリーではっきり見えてくるところというのは、実は参考資料2の途中の「低い～非常に低い」というところですよ。その下の部分については、今の御説明ですと、2006～2007年、遵守状況のチェックはしているけれども、守られていないから、実際には遵守されていないんだというふうにと考えると、2002～2005年と同じ状況になるんじゃないか。そうならば、12月の段階ではこのような文言でいいんじゃないかという話だったけれども、よくよく考えてみると、両方とも同じように1段階上げるのは、説明を聞く限り理にかなっているのかなという印象もあるんですけども。

私が確認したかったのは、遵守状況が2002～2005年と2006～2007年と同じと考えているのか、そこに差が出るから、片方は半段階、片方は1段階上げているのか、そのどちらかかということを確認したか

ったんです。今の説明ですと、何となく 2006～2007 年と 2002～2005 年までの遵守状況はさほど変わりがないと、改善されていないという判断をされているようにも聞こえたんですけども、そういう理解でよろしいでしょうか。

○石垣課長補佐 はい、そうです。

○酒井座長 おそらく、遵守状況は同様だと思います。ただし、SRM の利用実態が異なっているということで、「中程度」とそれから「低い～非常に低い」のほうに 2 つに分けたのだと思います。

○堀内専門委員 ただ、参考資料 1 のほうの 16 ページのディシジョンツリーで、これを大分前に考えたときに、これは文言にもありますけれども、図 1 の「無視できる」から「高い」までの判断をするのは、結局、遵守状況はまだそこに含まれていないわけですよ、このディシジョンツリーの中には。だから、その遵守状況を加味しないで考えると、参考資料 2 の中ほどにある「低い～非常に低い」、これはそのとおり理解できるんですけども、その後の遵守状況を加味して今回、ホンジュラス、2002～2005 年は「中程度」にしたと。ということは、遵守状況に変化がないのであれば、言葉で言うと 1 段階上げるという表現になるんでしょうかね、それは SRM の定義とは別の次元の判断になるんじゃないかなと。SRM の定義をしたところは「非常に低い」となった段階に反映されていて、その後の遵守状況を見て、2002～2005 年と 2006～2007 年で変わっていないのであれば、同じように 1 段階上げるというのが、よくよく考えると筋が通っているのかなという印象を持ちます。

○酒井座長 ありがとうございます。

いかがでしょうか、ほかに御発言は。

毛利先生、どうぞ。

○毛利専門委員 ホンジュラスの国内安定性の評価（案）という、これは堀内先生から先ほど御指摘されたのですが、評価（案）の表がありますよね。それだと、2002～2005 年の遵守状況と 2006～2007 年の遵守状況、これは同じと考えるのか、それとも悪くなったのがわかったと考えるのかで、違ってくると思うのですが、それはどのように解釈をすればよろしいのでしょうか。つまり、今まではデータがないからわからない。ところが、2006～2007 年の分については全部違反しているのが判明したわけです。その部分はどういうふうにかえたらいいのでしょうか。

○酒井座長 どうぞ。

○小野寺専門委員 すみません。今までの過去の経緯からいって、データがない場合は最悪の点数にするということになっているんですね。ですから、これ、要するに遵守状況がこれだと 8 件中 8 件違反だというのがあるわけですから、これをそのまま結局やっぱり 2002～2005 年のほうに持っていくしかないということになると思うんです。

○毛利専門委員 同じと考えるということでもよろしいんですね。わかりました。

○酒井座長 ほかに何か御意見ございますか。

○筒井専門委員 いいですか、1 つ。

○酒井座長 はい。

○筒井専門委員 議論をちょっと混乱させるつもりはないんですけども、これは 2007 年に調査をして、2006～2007 年で悪かったということがあったということだと思うんですけども、恐らくそれが 2007 年の後追い調査だったということで、悪く評価してもいいのかなという気がするんですけども、実際問題、していなかった調査をしたということで、違反を見つけたということ自体は、普通は改善の方向に向かうはずなんですよ。違反を見つけたということで、いわゆる規制の調査をしたわけですから。そういうことで考えると、いつの時点でこれを見つけたかということが恐らく問題になると思うんですけ

れども、今回の場合 2007 年ということですので、2006 年、過去にさかのぼって悪いところを見つけたというふうに理解するのであれば、私はそれでいいと思います。ただ、それが途中段階であると、少し考え方を変えなくてはいかんのかなという気がしますが、それでも。

○酒井座長 そうしますと、2002～2005 年に比べて 2006 年と 2007 年は改善がされているので、この状況でいいという理解ですか。

○筒井専門委員 変わっていない。

○酒井座長 変わっていないわけですね。

ほかには御意見ございますか。

それでは、2 つの意見がございしますが、一方は、2002～2005 年については可能性が「中程度」であるということで、幅はない。そして、2006～2007 年については、「非常に低い」から「低い～非常に低い」という幅を持たせるということで、半段階上げるという意見でいかがでしょうか。事務局案どおりになります。あるいは、1 段階上げて、2006～2007 年については「低い」ということにするか。

○石川参与 補足してよろしいでしょうか。

○酒井座長 はいどうぞ。

○石川参与 この半段階下げるか 1 段階下げるかについては、参考資料 2 の SRM の利用実態の、2006～2007 年についてですけれども、死廃牛や SRM が焼却処分されているかどうか、この部分をどれだけ評価するかによって変わってくると思うんです。ニカラグアの場合を御覧いただきますと、SRM の多くが飼料として利用されているということで、多くは飼料に利用されているのはいいのですが、遵守状況などを踏まえた結果、半段階のみ下げています。ホンジュラスでは飼料には死廃牛や SRM がもう焼却処分によって回っていないという状況を踏まえた上で、半段階下げるか 1 段階下げるかという部分が大きいのかなと思っているんですけれども。

○毛利専門委員 よろしいでしょうか。

○酒井座長 はい。

○毛利専門委員 2007 年の SRM の定義についても、前と同じように遵守度合いがどうなのかと。その辺のところは今おっしゃったことをきちんと反映するならば重要なところだと思うんですけれども、その辺はいかがでしょう。

○酒井座長 事務局のほうから何か意見ありますか。

○石川参与 多分、この部分の遵守状況については調べられてはいないというか、情報が得られていない状況ですので、実際わからないということにはなっていると思います。

○酒井座長 条件はほとんど変わっていないですね。しかし、死廃牛については飼料に利用されていないし、飼料以外の用途に利用されているということが明確になっていることは事実ですね。しかし、これは非常に重要なところなので、本日のこの議論を踏まえまして、修正した評価（案）を先生方に送付させていただいて、そしてコメントをいただくということにしたいと思います。ここでの結論を控えさせていただいて、改めて修正案を事務局と調整し、それで先生方にコメントをいただくということで、次回にそのコメントをもとにした評価（案）を提出するというので、次回にこれを持ち越したいと思いますが。

はいどうぞ。

○栗本事務局長 すみません。この部分の半段階下げるのか 1 段階下げるのかというところについては、最終的な結論にはあまり影響しませんので、このところは今御議論いただいておりますので、さきほど、座長がおっしゃいましたどちらかを、御意見伺ってお決めいただければ、そのほうが事務方としては。

○酒井座長 このところの部分だけだとすれば、今ここで結論を出したほうがよろしいですか。

○栗本事務局長 はい。

○酒井座長 そうしますと、御意見の中で、安全性を見込んだ上で「低い」ということで1段階上げるといふことではいかがでしょうか。私から提案させていただきます。

よろしいでしょうか。

○山本専門委員 難しいのですけれども、ニカラグアとの整合性がとれなくなってしまうことがあって、ちょっと困っているのですけどね。ニカラグアの場合はデータなしで判断をしてしまっているのが、最悪の事態ということ。ただ、遵守状況と規制ができたということ、半段階に抑えたということだと思っておりますけれども、全く遵守されていないと規制があっても意味がないので、そのところは判断迷っているところですが、ここだけを考えていくとしたら、毛利先生がおっしゃるようなのが一番筋は通っていると思っておりますので、「低い」でホンジュラスだけであればいいのかなという気がします。

○酒井座長 2つの御意見がありますが、多分意見は一緒だと思います。ただ、全体のこれまでの経緯を踏まえた上での判断をするか、それともホンジュラスだけで判断するかということ。本日ここで結論を出すということになれば、「低い」ということにさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

それでは、11ページの6行目は、「可能性が低い」と考えられたということにします。

ありがとうございました。

ほかには何か御意見ございますか。

それでは、評価（案）の（5）につきまして、さらに追加の御意見がございましたら、事務局まで御連絡をいただきたいと思っております。ホンジュラスにつきましては、事実の関係の記載の分につきまして誤認がないか、あるいは前回までに取りまとめいただきました状況とあわせまして、誤字等の軽微な修正につきましては座長に御一任いただきたいと思っております。食品安全委員会に報告してパブリックコメントを行いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、次にノルウェーの審議を行います。

評価書につきましては、前回、事務局からの説明のみでしたので、今回初めての審議となりますので、前回の説明をいただいておりますが、さらに事務局のほうからの説明をお願いします。

○石垣課長補佐 それでは、説明をさせていただきます。

資料3を御覧ください。ノルウェーにつきましては、昨年8月に追加の回答をいただいて、前回、12月の専門調査会で評価書たたき台の変更点についての御説明のみをしております。

それでは、主な評価書たたき台の変更点について御説明させていただきますが、前回の専門調査会から日がたっていることがございますので、前回と同じ御説明と今回変更を加えた箇所もあわせて御説明をさせていただきますと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、資料の2ページを御覧ください。資料の2ページの7行目からになります。「1996年以降、主要な飼料製造業者はレンダリング油脂を反すう動物用飼料から排除しており、その後、1999年にはすべての飼料製造施設がレンダリング油脂を排除していると記載されている」という記載がございます。こちらにつきましては、ほかの評価書との整合性をとるためにここに記載をしております、26行目から28行目にも同様の記載がございますが、ほかとの整合性をとるためにこちらのほうにもこの動物性油脂の輸入のところにも記載をいたしてございます。こちらにつきましては、前回の内容と変更がございません。前回の変更点です。

そして、29行目を御覧ください。29行目から、「同時期に輸入された相当量の生体牛及び肉骨粉」に

つきましては、ほかの国の評価書、メキシコなどの評価書の書きぶりとはそろえたとわかりやすいということで、わかりやすいように変更を加えたものです。

続きまして、5 ページを御覧ください。5 ページの 17 行目からになります。ノルウェーにおける SRM の定義につきまして、追加の回答としまして EU 規則と同一だという回答がございましたので、こちらの書きぶりにつきましては、EU 加盟国であるハンガリーの評価書の書きぶりと同じにしたものでございまして、内容的には変更がございません。

そして、6 ページを御覧ください。13 行目からの記載です。こちらにつきましては TSE についての記載をする項目になっておりまして、1994 年から猫海綿状脳症が発見されている等、こちらにつきましては最新の知見を加えてございます。

また、26 行目以降につきましては、あわせて非定型スクレイピーについてもノルウェーでは発生がございしますので、そちらについても記載を加えてボリュームを厚くしております。

また、ノルウェー政府での対策につきまして、22 行目から、スクレイピーは 1965 年より届出義務のある疾病となっており、スクレイピーサーベイランス及び管理プログラムが 1997 年より実施されていることと、Nor98 につきましては、低伝達性に関する知見の増加に伴い、根絶措置がとられ、現在は移動制限及び 2 年間のサーベイランス強化措置が実施されていることと、それ以降につきましては、非定型スクレイピー/Nor98 等についての伝達性について論文等から記載をしております。こちらにつきましては、ニュージーランドでの非定型スクレイピー/Nor98 等の記載に合わせましてボリュームを増やしたという経緯がございします。

続きまして、9 ページの 16 行目を御覧ください。こちらにつきましては、昨年 8 月に来ました回答書によると、日本に輸出する食肉については、12 カ月齢超の頭部並びにせき髄、24 カ月齢超のせき柱及び全月齢の扁桃、腸、腸間膜は除去されている。その他については、輸入者に対する通知による SRM の輸入自粛指導により、日本に輸出されないようになっているという形で、いただいた回答について記載をしております。

22 行目からは、と畜工程での SRM の除去について新しく回答いただいたことについて記載をしております。

そして、10 ページの 10 行目からをご覧ください。SSOP と HACCP に基づく管理につきまして、昨年 8 月の回答書で情報が得られましたので、情報が得られていないという記載から、「日本向け輸出の施設については SSOP 及び HACCP を導入している。施設は HACCP 指針に基づき、リスク分析及び重要管理点を伴う内部管理システムを確立することが義務づけられている」という形で変更をしております。

あわせて、10 ページの 16 行目からですが、日本向けのための付加的要件については、情報は得られていないということでしたが、回答書によると、日本向け輸出のための付加的要件は特になくということなので、新しい昨年の回答書に基づいて記載を変更してございます。

そして、11 ページの 9 行目からですが、食肉処理工程におけるリスク低減措置の評価につきまして、前回は十分な回答がいただけませんでしたでしたが、今回は「ノルウェーからの回答書に基づき、食肉処理工程におけるリスク低減措置の評価を行った結果、リスク低減効果は『非常に大きい』」という形で記載が変更しております。

そして、13 ページを御覧いただけますでしょうか。13 ページの 9 行目から、「なお、1995 年、1996～1999 年及び 2000～2001 年の期間については、侵入リスクのほかに、国内リスク（侵入リスクと国内安定性を踏まえたもの）を考慮した」という形で記載をしております。こちらにつきましては、ほかのメキシコ、ブラジル等についても、14 ページにあります参考図で、引きずりの効果があったものにつき

ましては同様の記載をしております、ノルウェーについても引きずり効果がありましたことから、こちらについては記載をさせていただきます。

そして、19 行目からですが、食肉処理工程におけるリスク低減効果は「非常に大きい」と評価されたということと、「以上から、ノルウェーでは、国内で BSE が暴露・増幅した可能性は低いと考えられ、また、食肉処理工程におけるリスク低減効果は『非常に大きい』と評価されたため、ノルウェーから我が国に輸入される牛肉等が BSE プリオンに汚染されている可能性は無視できる」という形で記載をまとめてございます。

そして、14 ページを御覧ください。ノルウェーの生体牛のリスク、それから我が国に輸入される牛肉等のリスクになっております。前回についても、この生体牛のリスクの部分につきましては、14 ページの参考図で、第 64 回の専門調査会では誤って 1995 年の部分を隣の 1996～1999 年のところに組み入れておりましたが、事務局の誤りでしたので、その部分を訂正しております。

また、1996～2000 年、2002 年以降につきましては、いわゆる引きずり効果しております、一気にリスクが低下するのではなくて、国内の安定性に従って徐々に落ちていくという形で直しております。

変更点につきましては、以上になっております。御審議のほうをよろしく願います。

○酒井座長 ありがとうございます。

それでは、審議は今回が初めてでありますので、ただいまの説明を踏まえて御意見をいただきます。

多くが最新の知見でありますか、回答書から訂正をしたところが多くあります。14 ページは訂正したということでもあります。

そうしますと、訂正したところから確認をさせていただきます。まず 2 ページのレンダリングの油脂、これにつきまして、排除しているということを 7 行目から 9 行目、そして 29 行目、30 行目、ここに記載をしたということが 1 点あります。この原案でよろしいですか。

○甲斐専門委員 非常に小さな話なんですけれども、飼料製造業者、後のほうは飼料製造施設というのは何か区別されているんですか。

○石垣課長補佐 はい。こちらについては、飼料施設という形で訂正させていただきます。

○酒井座長 よろしいですか。

ほかはいかがでしょう。

それでは、5 ページの SRM の利用実態のところ、ハンガリーと同様な記述にしたということです。ここは書きぶりの問題で、大きな訂正は入っていません。

どうぞ。

○佐多専門委員 細かいところで申しわけないんですけれども、20 行目に尾椎が「尾椎、頸椎、胸椎、腰椎」になっているんですけれども、通常解剖学的に言えば尾椎がやっぱり腰椎の後にしていただけると、読んだ感じがよろしいかと思しますので。

○石川参与 すみません。よろしいですか。

ここは、尾椎の後ろが点になっていまして、尾椎は尾椎そのもので、頸椎・胸椎・腰椎の棘突起及び横突起となっています。そうしましたら、尾椎をその頸椎・胸椎・腰椎の棘突起及び横突起の後ろに入れる感じでよろしいでしょうか。

○佐多専門委員 すみません。

○石川参与 ありがとうございます。

○酒井座長 ほかに御意見ございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、6 ページのその他のところで、まずスクレイピーの問題と非定型のスクレイピーでありとか、この新しい情報をここに盛り込んだということです。

○毛利専門委員 よろしいでしょうか。

○酒井座長 はいどうぞ。

○毛利専門委員 新しい情報が盛り込まれて、これについてはすごくいいので問題ないのですが、ちょっと誤解されそうな記述があります。BSE 以外の伝達性海綿状脳症として、猫海綿状脳症とその後に記載されているスクレイピーが同じ範疇であるかのごとく読めます。実は猫海綿状脳症というのは BSE にかかった牛の廃棄された肉等が猫の缶詰に混入して発生したと言われていまして、BSE の範疇に入れるべき病気です。この書きぶりだと猫海綿状脳症はスクレイピーと同じ範疇であるととられる可能性がありますので、そこの表現を少し考えていただけませんかでしょうか。

○酒井座長 よろしいですか、今のご指摘に関して。

○石垣課長補佐 はい。訂正いたします。

○酒井座長 ほかはいかがでしょうか。

はいどうぞ。

○小野寺専門委員 これちょうど 30 行目ですけれども、被投与羊における異常プリオンたん白の発現及びマウスバイオアッセイにおける感染性陽性の結果が得られたと論文に書いてあるんですけれども、これはマウスバイオアッセイというのは、上のほうでトランスジェニックマウスと書いてあるんですけれども、下も一緒なんですか、それともただのマウスですか。最新の論文でちょっとあんまりここは読んでなかったんですけれども。

○伊藤係長 当該論文につきましては、ブルーのファイルの 6 番の文献になりますので、確認いたします。

○小野寺専門委員 どうも見たら、トランスジェニックのようですね。一緒にトランスジェニックとしたほうがいいと思うんですね。

○石川参与 では、こちらの記載のほうはトランスジェニックマウスというふうに記載を変更させていただきたいと思います。

○酒井座長 そのほかには。

9 ページの SRM の除去についてですが、ここも新しい回答書から情報を加えたということです。

よろしいですか。

それでは、10 ページの SSOP、HACCP に基づく管理ですが、ここも新しい情報が入手できたので加えてあります。それから、16 行目と 17 行目ですが、ここも事実の記載です。

それでは、11 ページのリスクの低減措置の評価について。

よろしいでしょうか。

それでは、13 ページですが、まとめで、9 行から 11 行、それから 19 行から最後までですが、軽減効果が非常に大きいと評価されています。このような記述がされておりますが。

全体を通しまして何か御意見ございますか。

それでは、ノルウェーにつきましてはの評価書（案）は、資料 3 に基づいたこの内容でよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○酒井座長 ありがとうございます。

ノルウェーにつきましては、評価書（案）の（5）につきまして、一通り記載を整理したということで、もし追加の御意見がございましたら事務局まで御連絡をいただきたいと思っております。ノルウェーにつ

ても、事実確認、事実関係の記載の部分について誤認がないか、前回までにまとめた国と同様に、事務局から相手国への念のための確認をお願いをしたいというふうに思います。その上で、誤字等の軽微な修正につきましては座長に御一任いただきまして、食品安全委員会のほうに報告してパブリックコメントを行いたいというふうに思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○酒井座長 ありがとうございます。

本日の議案はこの2件でございますが、事務局から何か発言はございますか。

○石垣課長補佐 特にございません。

○酒井座長 ありがとうございます。

それでは、本日の議事は以上でございますが、長時間にわたります御審議、ありがとうございました。次回につきましては、日程調整の上で改めてお知らせいたしますので、よろしく願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。